

猫を飼う場合のマナー

なるべく屋内で飼いましょう

猫は犬と違って繋いで飼うことが少ないため、家の外に出て自由に歩き回っています。悪意がなくても、猫のフン尿やいたずらなどによって近所に迷惑がかかることも考えられます。

できるだけ家の中のみで飼うことが望ましいのですが、外に出す場合は飼い主の目が届く範囲とし、外出時や夜間などは家の中から出さないように心がけましょう。

所有者がわかる表示をしましょう

飼い猫が迷子になったり、事故などでけがをしたなどで、一時的に保護された場合は、飼い主が特定できないとすぐに帰ることができません。

首輪などに名札を付けることが望ましいのですが、猫に首輪をつける習慣は少ないものと思われまます。飼い主が特定できる、または飼い猫であることが分かるような何らかの表示をするように心がけてください。

飼い主の情報などが入っているマイクロチップを装着することも有効な手段の一つです。

※大人の猫が保護された場合、飼い

猫かノラ猫かの判断は難しいものです。保護機関へ引き渡すことが安易にできないため、保護した方の負担が大きくなります。

コミュニケーションも大切に

猫を飼っていることについて近所の理解を得るためにも、コミュニケーションをとることも大切です。飼い主だけでなく近所の方にも可愛がってもらえるようになれば、ペットもうれしいはずです。

中には動物が嫌いな方や、アレルギーを持っていらっしゃる方もいますので、飼い主の気づかないところで近所に迷惑をかけてしまっているおそれもあります。飼う際には、動物を大切にするのはもちろんですが、近所への気配りも忘れずお願いします。

繁殖制限に努めましょう

飼い猫がみだりに繁殖して適正な飼養が困難にならないよう、避妊や去勢手術を受けさせるなどの措置をするよう努めなければなりません。

子猫が増えすぎて飼えなくなつた場合でも、里親を見つけてするなどして、むやみに処分をしないようにお願いします。

また、飼えないからといって子猫を捨てたりした場合、動物の遺棄に

より処罰(50万円以下の罰金)の対象になることがありますので、絶対にしないでください。

市では、飼い猫の避妊手術費に対し補助金を交付しています。ぜひご利用ください。

マナー順守を心がけましょう

市役所にはペットに関する苦情が数多く寄せられ、中でも飼い主のマナー改善を求めるものが多数を占めています。今回の猫に限らず、ほかのペットについても同様に、飼っている方はもちろん、飼っていない方にもマナーを守っていただき、人とペットが共生できる環境づくりにご協力をお願いします。

問い合わせ

生活環境課市民生活係
TEL (23) 8706



栃木県交通安全協会主催 第1回県民交通安全写真 コンクール

募集作品

各種交通安全(シートベルト、チャイルドシートの着用、自転車走行、子どもと高齢者の交通安全、無謀運転防止、交通モラル・マナーなど)に関する作品

応募要領

- ・サイズ 四つ切りまたは四つ切りワイド(カラー、白黒は問いません)
- ・作品数など 一人2点以内(組写真不可)未発表、栃木県内で撮影したもの
- ・締め切り 9月30日(金)当日消印有効
- ・入賞発表 10月下旬に栃木県安全協会ホームページで発表。入賞者には直接通知。

※作品の裏に応募票またはコピーを貼るか、画題・住所・氏名・職業・年齢・電話番号を記入。(応募票は大田県交通安全協会もしくは各支部女性部にあります)

賞品

- ・最優秀賞 1点(副賞10万円)
- ・優秀賞 3点(副賞5万円)
- ・優良賞 5点(副賞3万円)
- ・佳作 10点(賞金1万円)
- ・参加賞 全員 記念品

応募先

(財)栃木県交通安全協会
〒320-0033

宇都宮市本町11-12

栃木県会館3階

TEL 028(622)8483

問い合わせ

大田原署内大田県交通安全協会
TEL (23) 9505

